

酒類販売管理研修通信

Alcohol Beverages Information for Lecturer

平成 17 年 3 月 第 5 号

独立行政法人酒類総合研究所

ホームページ <http://www.nrib.go.jp>

ご意見ご要望は、こちらまでどうぞ info@nrib.go.jp (酒類総合研究所メールアドレス)

Head Line (記事見出し一覧)

モデルテキスト情報

1 旧版(平成15年8月版)を継続して使用することについて

2 お酒の商品知識(花見酒)

研究所からのお知らせ

1 酒セミナーの開催実績のご案内

(東京小売酒販協同組合西東京協議会)

2 酒類総合研究所の仕事(殺し屋酵母の話)

国税庁からのお知らせ

1 未成年者飲酒防止強調月間について

2 4月末提出期限の報告書に関する注意事項

3 e-tax 利用可能手続きの拡大



赤レンガ酒造工場の春

モデルテキスト情報

1 旧版(平成15年8月版)を継続して使用することについて

酒類販売管理研修の実施団体の方からモデルテキスト旧版を使用して研修を行ってはだめかとの問い合わせをいただきました。旧版と改訂版(平成16年11月)との違いは研修通信第3号・巻末別冊・「平成16年8月現在・改定内容新旧対照表」のとおりですので、改定内容を講習に取り込んでいただければ、旧版で講習していただいても結構です。

なお、当研究所では印刷したものはお分けしておりませんので、よろしくお願いたします。

2 お酒の商品知識(花見酒)

落語の「花見酒」や「花見酒の経済」はよろしくありませんが、本来の「花見酒」では、うまい酒肴があって、好きなものやきれいなものを愛でながら、パートナーや仲間とお酒を楽しむ時間は至福の

時といえましょう。

お客様の「至福の時」のお手伝いをする、春は酒販店にとってうれしくも忙しい季節でしょう。今回は花見酒について取り上げます。

【お酒】新酒の季節です。にごり酒、あらばしり、活性清酒、生酒、しばりたて、ふなくち、うすにごり、しずく酒、無濾過といったこの時期限定のお酒が出回ります。いずれも「フレッシュさ」を売り物



にしているお酒です。これらのお酒は火入れやオリ引き、濾過をしていないことから品質が劣化しやすいため商品管理に注意する必要があり、必ず冷蔵庫保管しなければなりません。輸送途中や一時保管の際の温度上昇も禁物です。冷やす行為はお客様に提供するためだけでなく品質保持のためであると考えてください。



花冷えを感じたら、爛酒もまたおつなものです。吟醸酒でもぬる爛以下（40℃まで）でしたらゆるゆると立ち上る吟醸香が際立ちます。普通酒の場合には熱爛から飛切り爛（50℃以上）でも屋外ではおいしいものです。コツは温度低下を考慮して60℃近くまで加温することですが、あまり加温すぎるとやけどするので注意が必要です。

【花見の花】花見の筆頭は桜でしょうけれども、花の名所はどこも混雑してゆっくり楽しめないことも多いものです。春から初夏にかけては花の季節です。ちょっと視点を変えて、梅や桜以外の花見酒はいかがでしょうか。つつじ、石楠花、ロウバイ、菖蒲、あやめ、チューリップ、菜の花、水仙、ポピー、キンセンカ、君子蘭、花水木、山吹、ヒナゲシ、カラタチなど枚挙にいとまがありません。鉢植えの花を愛でながらの花見酒もまたおつなものです。

「花見酒」(三省堂・大辞林第二版) 落語の一。花見の場で酒を売ってもう



けようと樽〔たる〕をかつい出かけた酒好きの二人が、酒屋から釣り銭用に借りた金を交互に払い合って商売物を飲み尽くしたあげく、残ったのは釣り銭用に借りた金だけだったというもの。

研究所からのお知らせ

1 酒類総合研究所酒セミナー（開催実績のご紹介とご案内）

酒類総合研究所では、去る3月17日（木）東京小売酒販協同組合西東京協議会との共催で「酒セミナー」を開催しました。

組合員の皆さんは、技術指導室長の川瀬からきき酒の方法をひととおり受講した後、しょうちゅう乙類7点（原料別）、果実酒4点（産地別）を実際にきき酒しました。さらに、清酒で商品管理上重要となる8種類の香り（吟醸香、老香、酸臭、ジアセチル香、木香、日光臭、ムレ香、アルデヒド香）についても香りのサンプルを利きました。

西東京協議会は東京の清酒メーカーが集中する地域にあり、組合員の皆さんもお酒の商品知識の豊富な方々ばかりでしたが、「本格的なきき酒をしたのは初めてなので大変良かった。」「出席して良かった。」「商売にプラスになる企画。」「お客様にお勧めする際の参考にしたい。」などのご感想をいただきました。外はあいにくの雨でしたが、会場ではお集まり頂いた皆さんの熱気で盛況な講習となりました。



さて、酒類については、その特性から、流通段階での商品管理、商品知識の付加といったことが重要な課題です。酒類総合研究所では、こういった課題を知識面からサポートできるよう、皆様からいただいた貴重なご意見を参考に、今後とも講習会の輪を広げていきたいと考えています。お気軽にお問い合わせください。開催日時、開催方法や内容など詳細についてはご要望をお伺いたします。

(1) 開催方法及び開催場所

団体との共催又は研究所主催で、団体が用意する地元会場を使用。

(2) 講習内容

講演

演題(例):「酒類の商品知識と品質管理」

(きき酒を含む)

講師: 酒類総合研究所技術指導室長 川瀬直樹

講演時間: 1 時間 30 分程度(テーマは事前の打ち合わせにより決定。個別のテーマ(例えば、酒の種類毎の商品知識ときき酒など)等ご要望に応じます。

講演 (任意)

マーケティング、経営など、ご要望により各分野の専門家を招聘して行います。(1 時間 30 分程度)

(4) 費用負担及び参加費

開催形態(主催・共催)と内容、外部講師などで異なるため個別にご相談させていただきます。

なお、講演 についてはきき酒関係の費用がかかりますので、有料(内容にもよりますが、概ね一人 500 円程度)とさせていただきます。

(5) 連絡先

〒114-0023 東京都北区滝野川 2 - 6 - 3 0

独立行政法人酒類総合研究所東京事務所

技術指導室

電話 03(3917)7345

ファクシミリ 03(3910)6239

e-mail: kawase@nrib.go.jp



2 酒類総合研究所の仕事

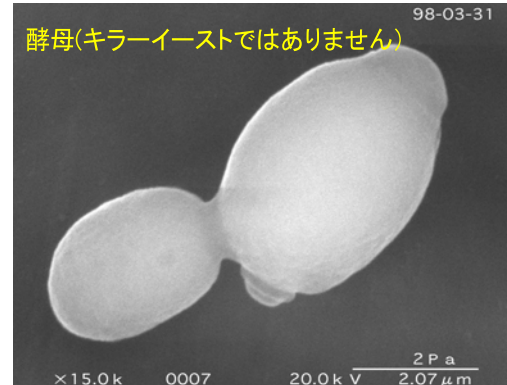
酒類総合研究所の100年を振り返って酒類業界に貢献をした研究成果をご紹介します。今回は酵母同士が戦うお話です。

【第4回 殺し屋酵母の話】

お酒やパンなど食品づくりでおなじみの酵母ですが、近頃は美容健康食品としても注目され、ますます好感度がアップしているようです。しかし人間にとって「善玉菌」の酵母も、微生物から見ればなか

なか食えない奴といえるかもしれません。

なにしろ酸素があってもなくても生きられるタフガイな上、酸素がないときは殺菌力の強いアルコールをつくって周囲の細菌を殺そうとまでするのでから。



そんな酵母の中に、キラファクターと呼ばれる特殊なタンパク質を分泌してなんと同種の酵母までも殺してしまう凶悪な者がいることが明らかになりました。1960年代のことです。他の酵母を殺すことからキラースト(殺し屋酵母)と呼ばれます。

その後70年代になって日本酒メーカーの研究者が、キラーストによる清酒もろみの汚染例を発見報告し、キラーストは清酒製造業界でにわか

に注目されました。もし、もろみに少数のキラーストが混入すると、優良酵母を殺戮しもろみがキラーストに占領されてしまうことが考えられます。醸造試験所(酒類総合研究所の前身)でも全国の国税局鑑定官室と協力して調査した結果、清酒製造の現場には予想以上に野生キラーストが存在することがわかってきました。

一方で、丸腰でやられ放しの優良酵母の方にこのキラファクターという武器を持たせれば野生酵母に対抗できるだろうという考えで、いわば「正義の殺し屋」というべき酵母が作られました。ちょうどひどい野生酵母汚染に苦しんでいた工場ですしに使用したところ、見事野生酵母の制圧に成功し、威力が実証されました。しかし、この「正義の殺し屋」が蔵に根付くと他の優良酵母を導入しようとしたとき見境なく殺してしまう危険があり、また、そもそも日本酒の製造工程は雑菌汚染を受けにくいように工夫されて

いることから、再び「正義の殺し屋」が出勤することはありませんでした。

その後研究所では、工程上、野生酵母の侵入を避けられないワイン製造のための「正義の殺し屋」を開発し、そのアイデアと効果が海外から注目を集めました。

国税庁からのお知らせ

1 未成年者飲酒防止強調月間について

国税庁をはじめとする関係省庁では、毎年4月を「未成年者飲酒防止強調月間」とし、全国的な広報啓発活動を行い、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚を図ることとしています。

国税庁においては、例年、同月間における取り組みの一環として未成年者飲酒防止啓発ポスター(別紙1)を作成し、酒販店や公共施設等に掲示しています。

酒類小売業者や酒類販売管理者の皆様におかれましても、店頭や酒類の売り場等に掲示し、未成年者の飲酒防止に向けた取り組みを推進してください。

なお、ポスターの下段に酒類販売管理者名の記入欄を設けておりますので、こちらに酒類販売管理者の方の氏名を記入した上で掲示をお願いします。

また、国税庁ホームページからも酒類販売管理者の氏名を記載してポスターを印刷することができますので、ご利用ください。

(国税庁ホームページ)

http://www.nta.go.jp/category/sake/08/und20_02/03.pdf

2 報告書の作成について

酒類小売業者の皆様には、「酒類の販売数量等報告書」及び『「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書』を、4月末までに所轄税務署へ提出していただくこととなっています。

これらの報告書の作成にあたっては、別紙2のような変更点等がありますのでご注意ください。

3 国税電子申告・納税システム(e-Tax)について

国税電子申告・納税システム(e-Tax)において酒税納税申告が利用可能となります。

e-Taxでは、その他酒税に関する様々な手続き等についてもご利用いただけます。

酒税関係で利用できる主な手続き等

【製造業者】

酒税納税申告(平成17年4月分から)
酒類の製成及び移出の数量等申告
酒類の移出数量明細
酒類等亡失・腐敗届出
酒類等製造設備申告
酒類の製造方法の申告
納税 など

【販売業者】

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」
の実施状況等報告書(平成17年3月下旬
から)
酒類の販売数量等報告
酒類蔵置所設置(廃止)報告 など

【共通】

異動申告 など

e-Taxの最新情報やご利用にあたっての手続き等については、e-Taxホームページをご覧ください。
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

創立当時の醸造試験所(現東京都北区滝野川)

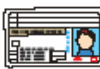


別紙 1 (未成年者飲酒防止強調月間について)

本年度のポスター (酒販店用)

未成年者の飲酒は 法律で禁止されています。

年齢確認
実施中

免許証  等、
年齢が確認できるものを
提示していただく場合が
あります！



未成年者がお酒を飲んではいけない主な理由

- 脳の機能を低下させるおそれがあります。
- 肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります。
- 性ホルモンに異常が起きるおそれがあります。
- アルコール依存症になりやすくなります。
- 未成年者の飲酒を禁ずる法律があります。

酒類販売管理者

当店では、未成年者にお酒は売りません。

4月
未成年者
飲酒防止
強調月間です

国研庁/厚生労働省/内閣府/警察庁/文部科学省/総務省/社団法人アルコール健康医学協会/全国小売酒販組合中央会/日本チェーンストア協会
社団法人日本フランチャイズチェーン協会/社団法人日本ボランティア・チェーン協会/社団法人全国スーパーマーケット協会/社団法人日本セルフ・サービス協会

このポスターは、再生紙を使用しています。

別紙 2 (報告書の作成について)

「酒類の販売数量等報告書」に係る記載要領の一部変更について

平成 16 年度分から「酒類の販売数量等報告書」の記載要領について、一部が変更になり、各販売場における次表の業態区分に応じた番号を「摘要」欄に記載していただくことになりました。ご提出にあたっては、記載もれのないようお願いします。

別紙

酒類の販売数量等報告書の記載要領

- 2枚複写となっていますので、1枚日の「提出用」を所轄税務署長へ提出してください（コピー等ではなく、所定の用紙で提出してください）。
なお、報告書は機械で読み取りますので、数字を記入する際には、黒のボールペンで指定のマス日の中にていねいに記載してください。また、穴を空けて綴じたり、汚したり折り曲げたりしないでください。
(注) それぞれの欄のマス日の数より桁数が多くなる場合は、マス日を見捨て、それぞれの欄の中に収まるように記載してください。
- 酒類の販売業者は、この報告書に年間(4月1日～3月31日)分の販売数量を記載して、4月30日までに販売場の所轄税務署長に提出してください。
- (平成 年4月1日～平成 年3月31日)の「年」には、各会計年度の開始の年と終了の年を記載してください。
- 「販売数量」の「卸売数量」欄の「卸売業者」欄には、酒類の販売業者が、他の酒類製造者又は卸売業者に販売した数量を、「小売業者」欄には、酒類の販売業者が、他の酒類小売業者に販売した数量を、それぞれ記載してください。
- 「販売数量」の「小売数量」欄には、一般の消費者又は酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業としている者に販売した数量を記載してください。
- 数量の単位はリットル位(ただし、粉末酒はグラム位)とし、単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してください。
- 「整理番号」欄は記載しないでください。
- 「摘要」欄には、報告書提出日現在における販売場の業態に応じて、次の区分による番号を記載してください。
① 一般酒販店(酒屋、酒類専門店等)、②コンビニエンスストア、③スーパーマーケット、④百貨店、⑤①から④以外の量販店(ディスカウントストア等)、⑥その他(①業務用卸主体店、②ホームセンター・ドラッグストア、③その他)
【記載例】
例えば、ワイン専門店の場合は「①」と、卸売店の場合は「⑥③」と記載してください。

(ポイント)

「酒類の販売数量等報告書」の提出時における業態で判断してください。

業態区分は店舗の外観で客観的に判断し、例えば、スーパーマーケット内でテナントとして酒屋を営んでいる場合には、スーパーマーケットとなりますので()と記載してください。

業態区分の判断が定かでないときは、その他()と記載してください。

卸売業と小売業を併せ営む販売場の場合は、小売業の形態がいずれに該当するかにより記載してください。

提出用
GJ5071

酒類の販売数量等報告書
 (平成 年4月1日~平成 年3月31日分)
 税務署
整理番

平成 年 月 日	(住所) 番	(電話)	品番	
報告	(氏名又は名称及び代表者氏名)		品目	
税務署長 殿		(電話)	品番	
販売場の所在地及び名称				
酒税法第47条第4項の規定により下記のとおり報告します。				
区 分	販 売 数 量			3月末日在庫数量
	卸 売 業 者 数	小 売 業 者 数	小 売 数 量 数	
1. 酒				
2. 合 成 酒				
3. 甲 類				
4. 乙 類				
5. 小計(a+b)				
6. 米 酒				
7. ビ ー ル				
8. 果 実 酒				
9. 酒 類				
10. 果実酒				
11. 小計(c+d)				
12. ウイスキー類				
13. キー類				
14. フランデー				
15. 小計(e+f)				
16. スピリッツ類				
17. 発 泡 酒				
18. 雑 酒				
19. その他の雑酒				
20. 小計(g+h)				
合 計 (1~18の計)				
粉 末 酒				
酒 要				

この辺に番号を記載

番号	業態区分
	一般酒販店(酒屋、酒類専門店等)
	コンビニエンスストア
	スーパーマーケット
	百貨店
	~ 以外の量販店(ディスカウントストア等)
	業務用卸主体店
	ホームセンター・ドラッグストア
	その他

『「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書』の記載事項について

「酒類販売管理者に代わる責任者の氏名及び年齢」欄について、記載が漏れていると思われる報告が昨年状況では見受けられました。酒類販売管理者に代わる責任者を指名し配置されている場合は、記載もれのないようお願いします。

また、酒類販売管理者が販売場を長時間（2～3時間程度以上）不在にする場合には、確実に責任者を指名し配置していただきますようお願いいたします。

CC1-3007

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

1
面

平成 年 月 日		※ 整理番号	
報 告 者 税務署長 殿	(住所)	(電話)	
	(氏名又は名称及び代表者氏名)		
(酒類販売管理者の氏名)	(酒類小売販売場の所在地及び名称)		
(酒類販売管理研修の受講状況) 1: 受講済 【直近の研修受講年月】 平成 年 月 日 2: 未受講	(酒類販売管理者に代わる責任者の氏名及び年齢)		
	(歳)	(歳)	(歳)
	(歳)	(歳)	(歳)
	(歳)	(歳)	(歳)
	(歳)	(歳)	(歳)
(免許条件) 1: 製造 2: 小売業 (卸小売兼業を含む) 3: 期限付小売業 (免許期間: 平成 年 月 日～ 年 月 日) (小売販売場の業態等の区分) 1: 一般酒販店 2: コンビニエンスストア 3: スーパーマーケット 4: 百貨店 5: 左記以外の量販店 6: その他 () ※「6: その他」については、4面の記載要領の5を参照して記載してください。			
平成17年4月1日現在(期限付酒類小売業免許を受けた者は上記の免許期間)における未成年者の飲酒防止に関する表示基準の実施状況について、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第91条の規定により報告します。また、酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況及び自動販売機の設置状況等について併せて報告します。			
項 目		区 分	※ 税務署整理欄 (実態確認状況)
未 成 年 者 の 飲 酒 防 止 に 関 す る 表 示 基 準 の 実 施 状 況 等 ①	1 酒類の陳列場所を設けて販売している。 (注)1 4面の5に掲げる特殊酒類小売業免許のうち、F.G.I.またはNの免許により販売している場合は、「いいえ」に「○」を付してください。 2 「いいえ」に「○」を付した方は、次の(1)から(4)の記載は不要です。	はい・いいえ	
	(1) 酒類と他の商品との売場を壁や間仕切り等で分離している。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 (<input type="checkbox"/> 分離・ <input type="checkbox"/> 区分) <input type="checkbox"/> 不適
	(2) 消費者が酒類に触れられない状態に置き、手渡しで販売している。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	(3) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨の表示を行なっている。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	(4) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を行なっている。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	2 酒類の通信販売 (インターネットを含む)を行なっている。 (注)1 この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」(4面参照)を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行なう販売をいいます。 2 「いいえ」に「○」を付した方は、次の(1)及び(2)の記載は不要です。	はい・いいえ	
	(1) 酒類の通信販売 (インターネットを含む)における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行なっている。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設けている。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	(2) 酒類の配達を行なう旨のチラシに「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行なっている。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	3 酒類の自動販売機を設置している。 (注) 酒類の自動販売機を設置している場合は、3面(酒類の自動販売機に対する表示基準の実施状況等)にも記載してください。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 有 (改良型 台) <input type="checkbox"/> 無 (改良型以外 台)

※ この報告書は1面から3面まで記載欄がありますので4面の記載要領を参照の上、記載してください。なお、酒類の自動販売機を設置していない場合には、3面には記載する必要はありません。